

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月19日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 デレック・ヤング
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目7番7号
【事務連絡者氏名】	照沼 加奈子
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券に係るファンドの名 称】	フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受益 証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB(為替ヘッジあり)  
(以下「ファンド」といいます。また、必要に応じて、「ポートフォリオB」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

<sup>\*</sup> 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の累計額

上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

### (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額<sup>\*1</sup>とします。

<sup>\*1</sup> 「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日<sup>\*2</sup>における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

<sup>\*2</sup> 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ(アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、ファンドは、「ハイボンB有」として略称で掲載されています。)

### (5)【申込手数料】

申込手数料率は3.30%<sup>\*</sup>(税抜3.00%)を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、ポートフォリオB、追加型証券投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」<sup>（注）</sup>間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注）追加型証券投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

#### （6）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

#### （7）【申込期間】

継続申込期間：2020年2月20日から2021年2月18日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （8）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

（ 9 ） 【 払込期日 】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドの口座に払込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ） 【 その他 】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なっていただきます。

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとし  
ます。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事  
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### （参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいま  
す。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファンドは、主としてフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、米ドル建高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要な投資対象とし、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

###### ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、ポートフォリオBおよび追加型証券投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」<sup>（注）</sup>の合計で1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（注）追加型証券投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ( )
	内外	資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

**追加型投信**...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

**海外**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**債 券**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	<b>北米</b>	<b>ファミリーファンド</b>	<b>あり (フルヘッジ)</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	<b>年12回 (毎月)</b>	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
<b>その他資産 (投資信託証券(債券(ハイ・イールド債)))</b>	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

**その他資産（投資信託証券（債券（ハイ・イールド債）））**...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として債券のうちハイ・イールド債に投資する旨の記載があるものをいいます。

**年12回（毎月）**...目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

**北米**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

**あり（フルヘッジ）**...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

### ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

米ドル建高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要な投資対象とします。

Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（S&P社）以下の格付のハイ・イールド・ボンドを中心に投資します。なお、一部、格付を持たない有価証券にも投資します。

一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドにも投資します。

一部、株式に投資を行なう場合があります。

個別企業分析に基づき、米ドル建高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に投資することにより、高水準の利息等収入の確保を図るとともに値上り益の追求を目指します。

個別企業の信用分析を綿密に行なうことで組入証券のデフォルト（利払い、元本返済の不履行または遅延）のリスクを可能な限り回避するとともに、格付の引き上げの可能性のある企業を選別し値上がり益の追求を目指します。

マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー<sup>\*</sup>に、運用の指図に関する権限を委託します。

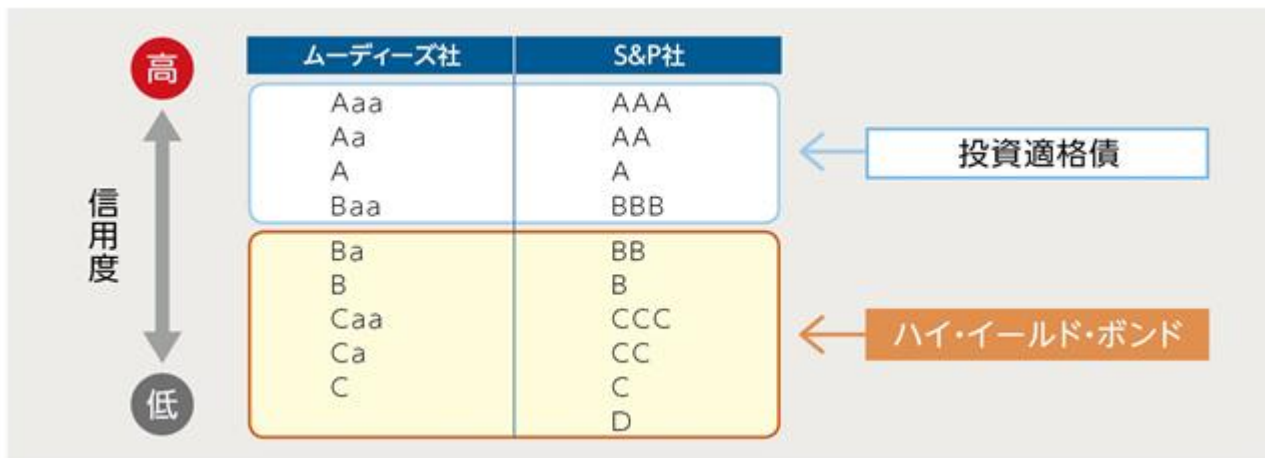
\* 当該運用の委託先は2020年1月1日付でフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーから名称を変更しています。

ただし、市況動向、資金動向等によっては前記のような運用ができない場合もあります。



## ハイ・イールド・ボンドとは

米国では、ムーディーズ社やS & P社といった格付機関が、債券の元本・利息が償還時まで、どの程度確実に支払われるかを評価しています。B a（ムーディーズ社）以下または、B B（S & P社）以下の格付の事業債、および格付されていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド・ボンドといいます。



### 米国ハイ・イールド・ボンドの特色

米国国債に比較して、一般的に高利回りです。

米国金利動向に影響を受けますが、米国国債に比較して歴史的に金利に対する相関度は低いことが見受けられます。

債券を発行している企業の業績や、景気動向、格付動向に大きく影響を受けます。

米ドル建債券ですので、為替動向の影響を受けます。

### （２）【ファンドの沿革】

1997年5月1日 ファンドの受益証券の募集開始

1997年5月23日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2002年11月23日 決算日の変更および信託財産留保額の廃止

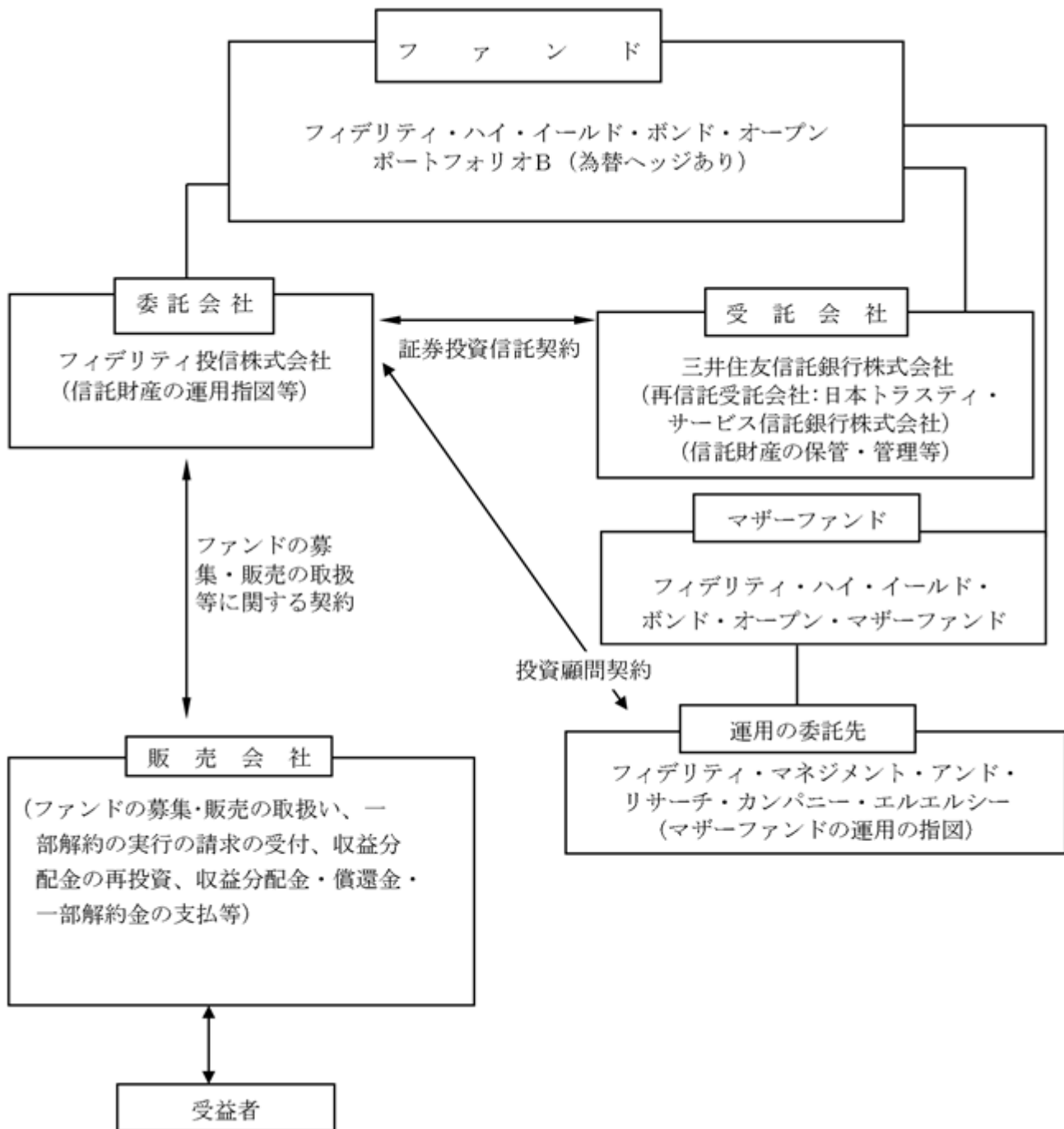
2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

### （３）【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み

ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（ポートフォリオB）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は次の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

## (b) 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行いません。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

## (c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行いません。

## (d) 運用の委託先

名称	業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー（所在地：米国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドに関する運用の指図を行いません。

ただし、運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

## (参考)

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーは、1946年に設立されました。北米の投資家向けの資産運用サービス、およびFMR LLCが提供する株式、ハイ・イールド債券、債券、マネー・マーケット、オルタナティブを含む全ての主要資産クラスを対象としたミューチュアル・ファンド商品群の運用を行なっています。

運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

## 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

## (a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

## (b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

## (c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

## 委託会社の概況（2019年12月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

## (b) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立  
 1987年2月20日 投資顧問業の登録  
 同年6月10日 投資一任業務の認可取得  
 1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更  
 同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営  
 2007年9月30日 金融商品取引業の登録

## (c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000	100

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 投資態度

- (a) ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 実質外貨建資産<sup>\*</sup>については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- (c) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (d) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

\* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

#### ファンドのベンチマーク<sup>\*</sup>

為替ヘッジ付きのインデックスが存在しないため、ベンチマークを設定しません。

- \* ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

#### 運用方針

1. 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
2. ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
3. 債券等の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

運用にあたっては、上記1. - 3. の方針で臨みますが、市況動向、資金動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」２．から６．に定めるものに限ります。）
- ３．約束手形
- ４．金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産  
為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から11．までの証券または証書の性質を有するもの
- １３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの  
なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

前記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

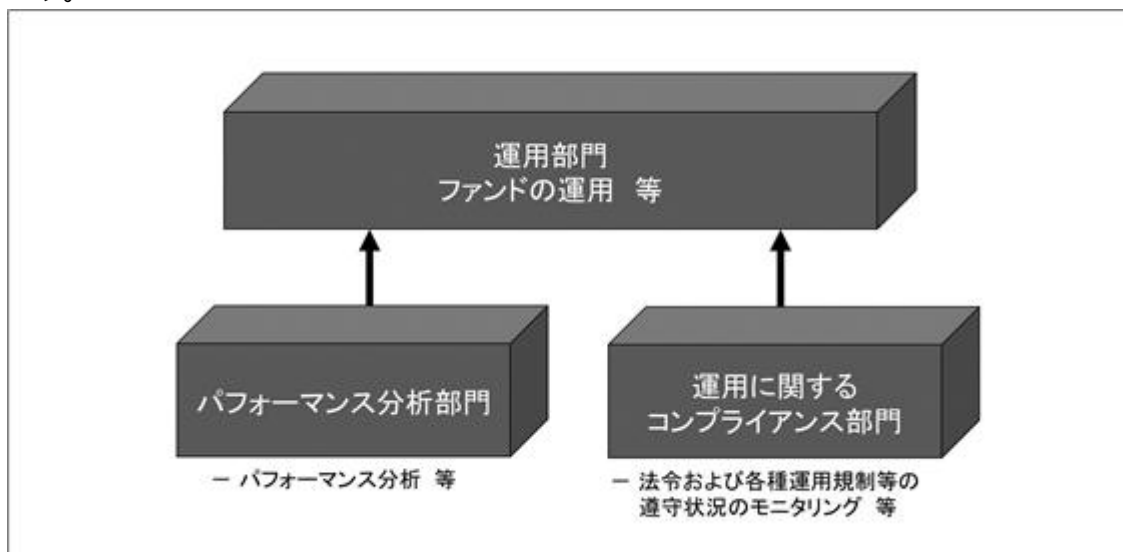
#### その他の投資対象

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。
2. 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします（以下同じ。）。
3. 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
8. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。
9. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

### （3）【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。



運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。

運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。

パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。

運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

#### <ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。



インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

#### (4)【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時(原則毎月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (b) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。  
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(参考)

## 収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

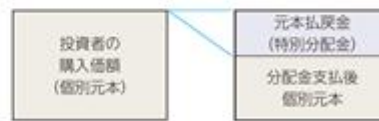
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



※「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

※「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

※「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

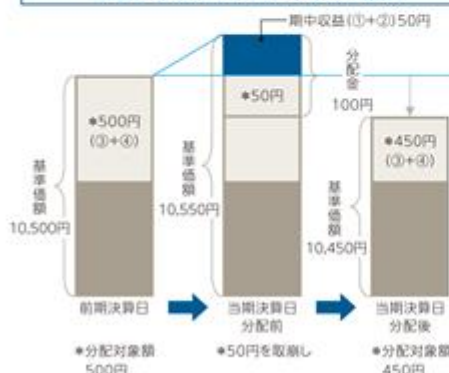
投資信託で  
分配金が支払われる  
イメージ



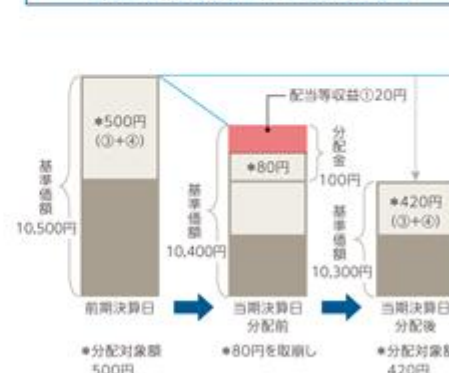
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇  
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落  
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## 利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - (c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- （注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとし、）「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## （5）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合<sup>\*</sup>には、制限を設けません。
- (c) 株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (d) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (e) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (f) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (h) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (i) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- (j) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- (k) 信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- (l) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに前記「(2)投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- (n) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (o) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (p) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (q) 委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

- (r) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (s) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (t) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (u) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。  
一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (v) デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

\*上記(b)から(i)における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する(b)から(i)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投資信託法」といいます。)および関係法令に基づく投資制限

- (a) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

- (b) デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。)を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。



(c) 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

ハイ・イールド・ボンドを中心に投資し、高水準の利息等収入の確保を図るとともに、値上り益の追求をめざします。

Ba格(ムーディーズ社)以下またはBB格(S & P社)以下の格付のハイ・イールド・ボンドに投資します。なお、一部、格付を持たない有価証券にも投資します。また、一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドに投資します。

個別企業の信用分析と銘柄分散を基本とした運用を行ないます。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドおよびその他の有価証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とし、一銘柄については5%以下とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行なうことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことができます。

信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行なうことができます。

(3) 投資制限

ハイ・イールド・ボンドへの投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限りません。株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。



### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

#### 主な変動要因

##### < 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

##### < 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマーシング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

##### < 金利変動リスク >

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

##### < 為替変動リスク >

為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

#### その他の変動要因

##### < デリバティブ（派生商品）に関するリスク >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

##### < クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

##### < エマーシング市場に関わる留意点 >

エマーシング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

##### < 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性 >

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

##### < ファミリーファンド方式にかかる留意点 >

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

## (2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。

なお、委託会社では、インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティを設置しています。

インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティは、商品開発部門、パフォーマンス分析部門、運用に関するコンプライアンス部門のメンバー等から構成されており、日本株式以外を主たる投資対象とするファンドや外部運用委託を行なっているファンド等の運用が、その投資目的や運用方針に準拠しているかを検証しています。同コミッティは、原則として月次で開催され、必要に応じて適宜開催されます。

投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

## (3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・償還金・一部解約金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2015年1月～2019年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 代表的な資産クラスの指数

<b>日本株</b> TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株) 東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標に関するすべての権利は (株) 東京証券取引所 が有しています。なお、本商品は、(株) 東京証券取引所 により提供、保証又は販売されるものではなく、(株) 東京証券取引所 は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
<b>先進国株</b> MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権は MSCI Inc. に帰属しております。
<b>新興国株</b> MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権は MSCI Inc. に帰属しております。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村證券に帰属します。なお、野村證券株式会社は NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
<b>新興国債</b> JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。当指数の著作権はジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属しております。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料率は3.30%<sup>\*</sup>(税抜 3.00%)を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: <https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

<sup>\*</sup> 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日(各計算期間終了日)の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (2)【換金(解約)手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬(消費税等相当額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.705%(税抜 1.55%)以内の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率 / 税抜）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
300億円未満の場合	0.75%	0.75%	0.05%	1.55%
300億円以上700億円未満の場合	0.70%	0.80%	0.05%	1.55%
700億円以上の場合	0.65%	0.85%	0.05%	1.55%

## &lt; 信託報酬等を対価とする役務の内容 &gt;

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

## （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）

6．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

7．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年5月および11月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記～の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（1）～（4）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

##### 1．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額（買付価額）等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、既に保有されるファンドの取得元本と新たに取得される受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「3．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

##### 2．一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

### 3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

#### 1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。



## 2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

## 3．受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2019年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2019年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,710,040,416	100.24
預金・その他の資産（負債控除後）	-	11,246,105	0.24
合計（純資産総額）		4,698,794,311	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他資産の投資状況

(2019年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	4,708,840,740	100.21

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## （参考）マザーファンドの投資状況

## フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	28,406,105	0.27
	小計	28,406,105	0.27
社債券	アメリカ	7,422,532,389	70.07
	ルクセンブルグ	525,629,885	4.96
	カナダ	511,019,223	4.82
	オランダ	473,187,230	4.47
	アイルランド	294,387,802	2.78
	ケイマン諸島	137,628,379	1.30
	フランス	122,597,640	1.16
	イギリス	100,521,300	0.95
	オーストラリア	87,266,594	0.82
	イタリア	59,025,450	0.56
	オーストリア	46,947,556	0.44
	バミューダ	18,924,310	0.18
	マーシャル諸島	6,313,395	0.06
	小計	9,805,981,153	92.57
預金・その他の資産（負債控除後）	-	758,238,405	7.16
合計（純資産総額）		10,592,625,663	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## その他資産の投資状況

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	5,256,581	0.05
貸付債権	アメリカ	395,214,758	3.73

（注1）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注2）貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年12月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国・地域	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド	日本	874,951,779	5.3686	4,697,266,212	5.3832	4,710,040,416	100.24

## 種類別投資比率

(2019年12月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.24

## (参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

## フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2019年12月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	WELLS FARGO & CO 5.9% VAR PERP	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	1,480,000	11,832.48 175,120,704	11,887.26 175,931,448	5.900 2049/12/31	1.66
2	AERCAP HOLD 5.875/VAR 10/10/79	アメリカ・ドル オランダ	社債券 -	1,230,000	11,462.71 140,991,394	11,762.36 144,677,047	5.875 2079/10/10	1.37
3	CITIGROUP 5.35% PERP	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	1,245,000	11,298.37 140,664,768	11,372.33 141,585,483	5.350 2049/12/31	1.34
4	TRANSDIGM INC 6.25% 3/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	1,115,000	11,695.74 130,407,602	11,900.96 132,695,648	6.250 2026/03/15	1.25
5	TARGA RES LP/FI 4.25% 11/15/23	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	1,080,000	11,030.17 119,125,858	11,047.26 119,310,445	4.250 2023/11/15	1.13
6	BOMBARDIER 7.875% 04/27 144A	アメリカ・ドル カナダ	社債券 -	1,010,000	10,760.98 108,685,930	11,229.90 113,421,990	7.875 2027/04/15	1.07
7	TENET HEALTHCAR 8.125% 4/22 WI	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	865,000	11,928.34 103,180,184	12,133.77 104,957,110	8.125 2022/04/01	0.99
8	CCO HLDGS/CAP 5.125% 5/27 144	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	875,000	11,558.58 101,137,575	11,585.97 101,377,237	5.125 2027/05/01	0.96
9	C&W SR FIN 6.875% 9/15/27 144A	アメリカ・ドル アイルランド	社債券 -	850,000	11,503.80 97,782,300	11,695.53 99,412,005	6.875 2027/09/15	0.94
10	AECOM 5.875% 10/15/24	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	800,000	11,939.95 95,519,666	12,133.77 97,070,160	5.875 2024/10/15	0.92
11	SOLERA LLC/FIN 10.5% 3/24 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	800,000	11,289.28 90,314,252	11,617.85 92,942,815	10.500 2024/03/01	0.88
12	ZIGGO SEC 5.5% 1/15/27 144A	アメリカ・ドル オランダ	社債券 -	780,000	11,463.81 89,417,722	11,654.44 90,904,671	5.500 2027/01/15	0.86
13	ALTICE FINCO 7.625% 2/25 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 -	800,000	11,216.20 89,729,640	11,339.46 90,715,680	7.625 2025/02/15	0.86
14	C&W SENIOR FIN 7.5% 10/26 144A	アメリカ・ドル アイルランド	社債券 -	750,000	11,750.52 88,128,968	11,887.26 89,154,450	7.500 2026/10/15	0.84
15	CHS/CMNTY HEALTH 6.25% 3/31/23	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	745,000	10,748.93 80,079,540	11,092.95 82,642,477	6.250 2023/03/31	0.78
16	DISH DBS 5.125% 5/1/20 WI	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	740,000	11,051.86 81,783,801	11,053.62 81,796,772	5.125 2020/05/01	0.77
17	ALLY FINL INC 5.75% 11/20/2025	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	655,000	12,035.16 78,830,337	12,281.24 80,442,107	5.750 2025/11/20	0.76
18	JBS USA / FIN 5.75% 6/25 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	680,000	11,366.85 77,294,580	11,353.16 77,201,454	5.750 2025/06/15	0.73
19	GTE FL 6.86% 2/01/28	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	750,000	10,189.08 76,418,100	10,134.30 76,007,250	6.860 2028/02/01	0.72
20	MPT OPER PARTNER 5% 10/15/27	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	651,000	11,462.16 74,618,708	11,663.21 75,927,495	5.000 2027/10/15	0.72
21	NIELSEN CO 5% 02/25 144A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	社債券 -	650,000	10,969.69 71,303,017	11,309.99 73,514,924	5.000 2025/02/01	0.69

22	GOLDEN ENTER 7.625% 4/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	600,000	11,503.80 69,022,800	11,805.09 70,830,540	7.625 2026/04/15	0.67
23	DCP MIDSTREAM OP 5.375% 07/25	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	595,000	11,708.08 69,663,134	11,873.56 70,647,711	5.375 2025/07/15	0.67
24	CHARLES RIVER 5.5% 4/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	595,000	11,640.75 69,262,462	11,777.70 70,077,315	5.500 2026/04/01	0.66
25	CHS/CMNTY HEALTH 8% 3/26 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	600,000	10,846.44 65,078,640	11,284.68 67,708,080	8.000 2026/03/15	0.64
26	SYMANTEC CORP 5% 04/25 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	600,000	11,013.19 66,079,141	11,198.13 67,188,765	5.000 2025/04/15	0.63
27	SPRINT CORP 7.875% 9/15/23	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	555,000	11,900.95 66,050,300	12,092.68 67,114,401	7.875 2023/09/15	0.63
28	HESS MIDSTREAM 5.625% 02/15/26	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	575,000	11,421.63 65,674,372	11,421.63 65,674,372	5.625 2026/02/15	0.62
29	DAVITA HEALTHCARE PRTN 5% 5/25	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	575,000	11,202.51 64,414,432	11,240.42 64,632,402	5.000 2025/05/01	0.61
30	IAA SPINCO 5.5% 6/15/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 -	545,000	11,599.66 63,218,174	11,613.36 63,292,812	5.500 2027/06/15	0.60

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種 類	国内 / 外国	業 種 / 種 別	投資比率 (%)
株式	外国	運輸	0.14
		食品・生活必需品小売り	0.12
	小計		0.27
公社債券	外国	社債券	92.57
	小計		92.57
合計（対純資産総額比）			92.84

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（2019年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	43,081,800	4,701,947,652	4,708,840,740	100.21

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考）マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

（2019年12月30日現在）

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	48,005	5,252,059	5,256,581	0.05
貸付債権	アメリカ・ドル	-	3,914,012.72	386,603,524	395,214,758	3.73

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(注3) 貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2019年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2010年5月24日 (第15特定期間)	1,488	1,500	0.8258	0.8328
2010年11月22日 (第16特定期間)	1,234	1,244	0.8630	0.8700
2011年5月23日 (第17特定期間)	1,267	1,277	0.8779	0.8849
2011年11月22日 (第18特定期間)	1,070	1,079	0.7987	0.8057
2012年5月22日 (第19特定期間)	10,375	10,464	0.8158	0.8228
2012年11月22日 (第20特定期間)	24,832	25,044	0.8199	0.8269
2013年5月22日 (第21特定期間)	48,467	48,875	0.8323	0.8393
2013年11月22日 (第22特定期間)	40,989	41,358	0.7778	0.7848
2014年5月22日 (第23特定期間)	30,275	30,548	0.7759	0.7829
2014年11月25日 (第24特定期間)	18,084	18,219	0.7358	0.7413
2015年5月22日 (第25特定期間)	13,221	13,322	0.7194	0.7249
2015年11月24日 (第26特定期間)	9,625	9,692	0.6439	0.6484
2016年5月23日 (第27特定期間)	8,169	8,228	0.6129	0.6174
2016年11月22日 (第28特定期間)	7,970	8,016	0.6081	0.6116
2017年5月22日 (第29特定期間)	7,870	7,914	0.6213	0.6248
2017年11月22日 (第30特定期間)	8,657	8,686	0.6126	0.6146
2018年5月22日 (第31特定期間)	7,630	7,656	0.5956	0.5976
2018年11月22日 (第32特定期間)	6,576	6,599	0.5708	0.5728
2019年5月22日 (第33特定期間)	6,020	6,040	0.5818	0.5838
2019年11月22日 (第34特定期間)	4,713	4,729	0.5751	0.5771
2018年12月末日	6,160	-	0.5506	-

2019年1月末日	6,169	-	0.5725	-
2019年2月末日	6,227	-	0.5809	-
2019年3月末日	6,141	-	0.5806	-
2019年4月末日	6,104	-	0.5870	-
2019年5月末日	5,965	-	0.5779	-
2019年6月末日	5,989	-	0.5847	-
2019年7月末日	5,946	-	0.5837	-
2019年8月末日	5,915	-	0.5832	-
2019年9月末日	5,862	-	0.5813	-
2019年10月末日	5,195	-	0.5784	-
2019年11月末日	4,714	-	0.5773	-
2019年12月末日	4,698	-	0.5852	-



## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第15特定期間(第96期～第101期計算期間合計)	0.0420
第16特定期間(第102期～第107期計算期間合計)	0.0420
第17特定期間(第108期～第113期計算期間合計)	0.0420
第18特定期間(第114期～第119期計算期間合計)	0.0420
第19特定期間(第120期～第125期計算期間合計)	0.0420
第20特定期間(第126期～第131期計算期間合計)	0.0420
第21特定期間(第132期～第137期計算期間合計)	0.0420
第22特定期間(第138期～第143期計算期間合計)	0.0420
第23特定期間(第144期～第149期計算期間合計)	0.0420
第24特定期間(第150期～第155期計算期間合計)	0.0345
第25特定期間(第156期～第161期計算期間合計)	0.0330
第26特定期間(第162期～第167期計算期間合計)	0.0280
第27特定期間(第168期～第173期計算期間合計)	0.0270
第28特定期間(第174期～第179期計算期間合計)	0.0260
第29特定期間(第180期～第185期計算期間合計)	0.0210
第30特定期間(第186期～第191期計算期間合計)	0.0180
第31特定期間(第192期～第197期計算期間合計)	0.0120
第32特定期間(第198期～第203期計算期間合計)	0.0120
第33特定期間(第204期～第209期計算期間合計)	0.0120
第34特定期間(第210期～第215期計算期間合計)	0.0120

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第15特定期間（第96期～第101期計算期間合計）	5.6
第16特定期間（第102期～第107期計算期間合計）	9.6
第17特定期間（第108期～第113期計算期間合計）	6.6
第18特定期間（第114期～第119期計算期間合計）	4.2
第19特定期間（第120期～第125期計算期間合計）	7.4
第20特定期間（第126期～第131期計算期間合計）	5.7
第21特定期間（第132期～第137期計算期間合計）	6.6
第22特定期間（第138期～第143期計算期間合計）	1.5
第23特定期間（第144期～第149期計算期間合計）	5.2
第24特定期間（第150期～第155期計算期間合計）	0.7
第25特定期間（第156期～第161期計算期間合計）	2.3
第26特定期間（第162期～第167期計算期間合計）	6.6
第27特定期間（第168期～第173期計算期間合計）	0.6
第28特定期間（第174期～第179期計算期間合計）	3.5
第29特定期間（第180期～第185期計算期間合計）	5.6
第30特定期間（第186期～第191期計算期間合計）	1.5
第31特定期間（第192期～第197期計算期間合計）	0.8
第32特定期間（第198期～第203期計算期間合計）	2.1
第33特定期間（第204期～第209期計算期間合計）	4.0
第34特定期間（第210期～第215期計算期間合計）	0.9

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第15特定期間 (2009年11月25日～2010年5月24日)	873,617,470	355,457,452	1,801,822,277
第16特定期間 (2010年5月25日～2010年11月22日)	181,186,692	552,555,028	1,430,453,941
第17特定期間 (2010年11月23日～2011年5月23日)	260,667,575	247,362,237	1,443,759,279
第18特定期間 (2011年5月24日～2011年11月22日)	249,635,250	353,168,045	1,340,226,484
第19特定期間 (2011年11月23日～2012年5月22日)	11,511,256,353	133,357,265	12,718,125,572
第20特定期間 (2012年5月23日～2012年11月22日)	20,077,241,512	2,507,817,058	30,287,550,026
第21特定期間 (2012年11月23日～2013年5月22日)	40,329,658,989	12,380,844,831	58,236,364,184
第22特定期間 (2013年5月23日～2013年11月22日)	10,418,166,407	15,954,291,446	52,700,239,145
第23特定期間 (2013年11月23日～2014年5月22日)	3,993,177,178	17,674,826,609	39,018,589,714
第24特定期間 (2014年5月23日～2014年11月25日)	2,046,849,514	16,488,347,854	24,577,091,374
第25特定期間 (2014年11月26日～2015年5月22日)	941,516,356	7,139,566,099	18,379,041,631
第26特定期間 (2015年5月23日～2015年11月24日)	594,451,376	4,024,490,048	14,949,002,959
第27特定期間 (2015年11月25日～2016年5月23日)	731,360,275	2,352,894,193	13,327,469,041
第28特定期間 (2016年5月24日～2016年11月22日)	1,212,953,104	1,432,933,188	13,107,488,957
第29特定期間 (2016年11月23日～2017年5月22日)	1,961,400,401	2,402,018,501	12,666,870,857
第30特定期間 (2017年5月23日～2017年11月22日)	3,507,409,257	2,041,266,931	14,133,013,183
第31特定期間 (2017年11月23日～2018年5月22日)	770,242,754	2,090,047,135	12,813,208,802
第32特定期間 (2018年5月23日～2018年11月22日)	204,182,797	1,496,935,327	11,520,456,272
第33特定期間 (2018年11月23日～2019年5月22日)	146,573,096	1,319,957,360	10,347,072,008
第34特定期間 (2019年5月23日～2019年11月22日)	155,308,384	2,306,698,705	8,195,681,687

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

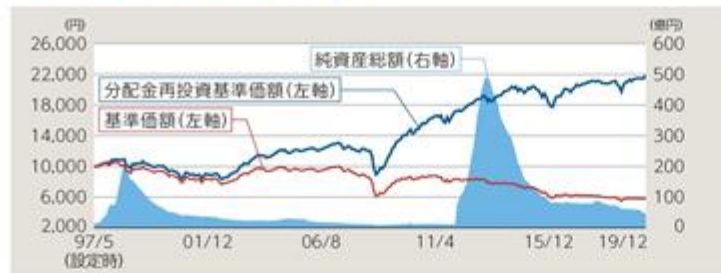
(2019年12月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	5,852円
純資産総額	47.0億円

## 分配の推移

(1万口当たり/税引前)

決算期	分配金
2019年8月	20円
2019年9月	20円
2019年10月	20円
2019年11月	20円
2019年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	10,460円

## 主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況	組入上位10銘柄					
債券等 95.7%	銘柄	クーポン	償還日	業種	格付	比率
転換社債 0.6%	1 ウェルズ・ファゴ	5.9%	2049/12/31	銀行	BBB/Baa	1.7%
株式 0.3%	2 エアキャップ・ホールディングス	5.875%	2079/10/10	金融/投資	BB/Ba	1.4%
現金・その他 3.4%	3 シティグループ	5.35%	2049/12/31	金融/投資	BB/Ba	1.3%
	4 トランスダ임	6.25%	2026/03/15	航空宇宙/防衛	B	1.3%
	5 ターガリソンス・パートナーズ/TRPファイナンス	4.25%	2023/11/15	エネルギー	BB/Ba	1.1%
	6 ボンバルディア	7.875%	2027/04/15	航空宇宙/防衛	B	1.1%
	7 テネット・ヘルスケア	8.125%	2022/04/01	健康サービス	CCC/Caa	1.0%
	8 CCOホールディングス/キャピタル	5.125%	2027/05/01	メディア・ケーブル	BB/Ba	1.0%
	9 C&Wシニア・ファイナンス	6.875%	2027/09/15	通信	BB/Ba	0.9%
	10 エイコム	5.875%	2024/10/15	総合資本財	BB/Ba	0.9%

格付別組入状況(対投資資産比率)	組入上位5カ国・地域(対投資資産比率)	組入上位5業種(対投資資産比率)
A以上 -	アメリカ 76.7%	エネルギー 14.9%
BBB/Baa 5.7%	ルクセンブルグ 5.1%	通信 12.8%
BB/Ba 47.5%	カナダ 5.0%	健康サービス 8.1%
B 35.0%	オランダ 4.6%	金融/投資 7.7%
CCC/Caa 10.4%	アイルランド 2.9%	メディア・ケーブル 7.3%
CC/Ca以下 0.9%		
格付なし 0.4%		

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。

※クーポンは、銘柄属性として発行時に定められたものを表示しております。

※2049/12/31は、永久債を表示しております。

※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。〔プラス/マイナス〕の符号は省略しています。なお、同社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

※債券等には、金銭債権が含まれます。

※国・地域は発行国・地域を表示しています。

## 年間収益率の推移



※ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は、ベンチマークを設定していません。

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはお申込み受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.30%（税抜3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して6営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日には解約の受付は行ないません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算した価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口の解約請求には別途制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

なお、基準価額は原則として委託会社の毎営業日に計算され、委託会社のホームページ（アドレス（<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（営業時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞において、ファンドは、「ハイボンB有」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

#### （２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### （３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「（５）その他（a）信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### （４）【計算期間】

計算期間は原則として毎月23日から翌月22日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

#### （５）【その他】

##### (a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数がポートフォリオBおよび追加型証券投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」<sup>（注）</sup>の合計で20億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。



前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

（注）追加型証券投資信託「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）」の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。この変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

#### (c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からの別段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

## (d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（<https://www.fidelity.co.jp/>）に掲載します。

## (e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

## (f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## (g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「（b）信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

## (h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額を言います。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

なお、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34特定期間（2019年5月23日から2019年11月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第33特定期間 2019年5月22日現在	第34特定期間 2019年11月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	192,497	697,021
親投資信託受益証券	5,952,342,994	4,734,924,268
未収入金	122,465,786	41,096,688
流動資産合計	6,075,001,277	4,776,717,977
<b>資産合計</b>		
6,075,001,277		
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	21,610,525	7,563,150
未払金	-	17,351,739
未払収益分配金	20,694,144	16,391,363
未払解約金	1,095,633	13,218,529
未払受託者報酬	269,012	226,709
未払委託者報酬	8,070,346	6,801,452
その他未払費用	3,081,626	1,918,650
流動負債合計	54,821,286	63,471,592
<b>負債合計</b>		
54,821,286		
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,347,072,008	8,195,681,687
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,326,892,017	3,482,435,302
（分配準備積立金）	185,375,385	157,781,207
元本等合計	6,020,179,991	4,713,246,385
<b>純資産合計</b>		
6,020,179,991		
<b>負債純資産合計</b>		
6,075,001,277		
4,776,717,977		

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第33特定期間 自 2018年11月23日 至 2019年5月22日	第34特定期間 自 2019年5月23日 至 2019年11月22日
<b>営業収益</b>		
受取利息	7	2
有価証券売買等損益	249,573,696	81,463,935
為替差損益	47,818,523	25,950,125
<b>営業収益合計</b>	<b>297,392,226</b>	<b>107,414,062</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,664,121	1,573,856
委託者報酬	49,924,663	47,216,867
その他費用	3,081,626	1,929,450
<b>営業費用合計</b>	<b>54,670,410</b>	<b>50,720,173</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>242,721,816</b>	<b>56,693,889</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>242,721,816</b>	<b>56,693,889</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>242,721,816</b>	<b>56,693,889</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	5,994,515	1,465,583
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>4,944,222,520</b>	<b>4,326,892,017</b>
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>571,330,521</b>	<b>968,829,220</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	571,330,521	968,829,220
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>62,292,511</b>	<b>65,090,728</b>
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,292,511	65,090,728
<b>分配金</b>	<b>128,434,808</b>	<b>117,441,249</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>4,326,892,017</b>	<b>3,482,435,302</b>

## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第33特定期間 2019年 5月22日現在	第34特定期間 2019年11月22日現在
1．元本の推移		
期首元本額	11,520,456,272 円	10,347,072,008 円
期中追加設定元本額	146,573,096 円	155,308,384 円
期中一部解約元本額	1,319,957,360 円	2,306,698,705 円
2．受益権の総数	10,347,072,008 口	8,195,681,687 口
3．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	4,326,892,017 円	3,482,435,302 円
4．1口当たり純資産額	0.5818 円	0.5751 円



## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

<p style="text-align: center;">第33特定期間 自 2018年11月23日 至 2019年 5月22日</p>	<p style="text-align: center;">第34特定期間 自 2019年 5月23日 至 2019年11月22日</p>
<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額</p>	<p>1．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左</p>
<p>2．分配金の計算過程 （自2018年11月23日 至2018年12月25日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（27,402,023円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（120,733,193円）及び分配準備積立金（166,485,632円）より分配対象収益は314,620,848円（1口当たり0.027870円）であり、うち22,577,382円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2018年12月26日 至2019年 1月22日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（29,034,695円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（115,712,103円）及び分配準備積立金（163,634,680円）より分配対象収益は308,381,478円（1口当たり0.028560円）であり、うち21,594,986円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2019年 1月23日 至2019年 2月22日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（31,079,406円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（115,312,499円）及び分配準備積立金（169,599,610円）より分配対象収益は315,991,515円（1口当たり0.029461円）であり、うち21,451,223円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p>	<p>2．分配金の計算過程 （自2019年 5月23日 至2019年 6月24日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（27,666,264円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（111,977,926円）及び分配準備積立金（183,636,295円）より分配対象収益は323,280,485円（1口当たり0.031511円）であり、うち20,518,614円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2019年 6月25日 至2019年 7月22日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（21,196,889円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（111,527,916円）及び分配準備積立金（189,304,904円）より分配対象収益は322,029,709円（1口当たり0.031592円）であり、うち20,386,521円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p> <p>（自2019年 7月23日 至2019年 8月22日） 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（22,574,220円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（111,733,383円）及び分配準備積立金（188,465,783円）より分配対象収益は322,773,386円（1口当たり0.031825円）であり、うち20,284,159円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。</p>

(自2019年2月23日 至2019年3月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(26,594,405円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(114,901,771円)及び分配準備積立金(176,177,744円)より分配対象収益は317,673,920円(1口当たり0.029982円)であり、うち21,191,286円(1口当たり0.002000円)を分配金額としております。

(自2019年3月23日 至2019年4月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(29,499,975円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(113,855,428円)及び分配準備積立金(178,938,507円)より分配対象収益は322,293,910円(1口当たり0.030804円)であり、うち20,925,787円(1口当たり0.002000円)を分配金額としております。

(自2019年4月23日 至2019年5月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(20,787,034円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(112,757,502円)及び分配準備積立金(185,282,495円)より分配対象収益は318,827,031円(1口当たり0.030813円)であり、うち20,694,144円(1口当たり0.002000円)を分配金額としております。

(自2019年8月23日 至2019年9月24日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(28,248,697円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(111,476,272円)及び分配準備積立金(189,015,229円)より分配対象収益は328,740,198円(1口当たり0.032633円)であり、うち20,147,429円(1口当たり0.002000円)を分配金額としております。

(自2019年9月25日 至2019年10月23日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(17,473,816円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(109,847,050円)及び分配準備積立金(192,134,177円)より分配対象収益は319,455,043円(1口当たり0.032410円)であり、うち19,713,163円(1口当たり0.002000円)を分配金額としております。

(自2019年10月24日 至2019年11月22日)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(16,841,480円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(91,950,283円)及び分配準備積立金(157,331,090円)より分配対象収益は266,122,853円(1口当たり0.032471円)であり、うち16,391,363円(1口当たり0.002000円)を分配金額としております。

## （金融商品に関する注記）

## ．金融商品の状況に関する事項

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。

## ．金融商品の時価等に関する事項

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	<p>（１）有価証券          売買目的有価証券          重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>（２）デリバティブ取引          「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>（３）上記以外の金融商品          短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	第33特定期間 2019年5月22日現在	第34特定期間 2019年11月22日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	77,153,603	6,609,186
合 計	77,153,603	6,609,186

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

種 類	第33特定期間 2019年5月22日 現在			第34特定期間 2019年11月22日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	5,988,239,964	-	6,009,850,489	21,610,525	4,760,738,842	-	4,768,301,992	7,563,150
アメリカ・ドル	5,988,239,964	-	6,009,850,489	21,610,525	4,760,738,842	-	4,768,301,992	7,563,150
合計	5,988,239,964	-	6,009,850,489	21,610,525	4,760,738,842	-	4,768,301,992	7,563,150

## （注1）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

## （注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド	909,303,324	4,734,924,268	
親投資信託受益証券	合計	909,303,324	4,734,924,268	
合計		909,303,324	4,734,924,268	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## （参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

## 「フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## （１）貸借対照表

区 分	2019年 5月22日現在	2019年11月22日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	526,709,350	459,676,968
株式	52,777,497	27,112,544
社債券	10,664,175,257	9,523,601,432
貸付債権	624,443,480	322,688,786
派生商品評価勘定	2,264	258,619
未収入金	26,551,963	111,512,575
未収利息	158,396,470	107,724,585
前払費用	2,416,879	34,885,150
流動資産合計	12,055,473,160	10,587,460,659
資産合計	12,055,473,160	10,587,460,659
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	689,753	8,636
未払金	51,659,650	88,030,966
未払解約金	98,381,966	97,739,219
流動負債合計	150,731,369	185,778,821
負債合計	150,731,369	185,778,821
純資産の部		
元本等		
元本	2,316,934,871	1,997,561,711
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,587,806,920	8,404,120,127
元本等合計	11,904,741,791	10,401,681,838
純資産合計	11,904,741,791	10,401,681,838
負債純資産合計	12,055,473,160	10,587,460,659

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 貸付債権の評価基準及び評価方法	<p>貸付債権 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項 目	2019年5月22日現在	2019年11月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,542,652,101 円	2,316,934,871 円
期中追加設定元本額	138,796,660 円	143,133,003 円
期中一部解約元本額	364,513,890 円	462,506,163 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオA（為替ヘッジなし）	1,158,463,258 円	1,088,258,387 円
フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）	1,158,471,613 円	909,303,324 円
計	2,316,934,871 円	1,997,561,711 円
3. 受益権の総数	2,316,934,871 口	1,997,561,711 口
4. 1口当たり純資産額	5.1381 円	5.2072 円

## （金融商品に関する注記）

## . 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。</p> <p>当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行う方法を併用し検証しています。



## ・金融商品の時価等に関する事項

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	<p>(1) 有価証券          売買目的有価証券          重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) 貸付債権          重要な会計方針に係る事項に関する注記「貸付債権の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引          「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(4) 上記以外の金融商品          短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	2019年5月22日現在	2019年11月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	9,842,522	36,135
社債券	353,332,743	57,272,938
合 計	343,490,221	57,309,073

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

種類	2019年5月22日 現在			2019年11月22日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	98,381,967	-	99,069,456	687,489	92,423,929	-	92,173,946	249,983
アメリカ・ドル	98,381,967	-	99,069,456	687,489	92,423,929	-	92,173,946	249,983
合計	98,381,967	-	99,069,456	687,489	92,423,929	-	92,173,946	249,983

## （注1）時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表  
有価証券明細表  
(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	SOUTHEASTERN GROCERS INC	3,694	35.17	129,917.98	
	TOPS MARKETS CORP	340	351.56	119,530.40	
アメリカ・ドル	小計	4,034		249,448.38 (27,112,544)	
合計		4,034		27,112,544 (27,112,544)	

## (イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	アメリカ・ドル	ULTRA PETROLEUM CRP WT 7/14/25	2,730.00	-	
	アメリカ・ドル	小計	2,730.00	- (-)	
新株予約権証券	合計			- (-)	
社債券	アメリカ・ドル	1011778 BC 4.25% 05/15/24 144A	350,000.00	357,000.00	
		1011778 BC 5% 10/15/25 144A	250,000.00	257,812.50	
		ADVANCED DRAIN 5% 9/30/27 144A	370,000.00	378,325.00	
		AECOM 5.875% 10/15/24	700,000.00	760,375.00	
		AERCAP HOLD 5.875/VAR 10/10/79	1,230,000.00	1,286,887.50	
		AES CORP 4.5% 03/15/23	195,000.00	199,631.25	
		AES CORP 5.125% 09/01/2027	105,000.00	112,350.00	
		ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	295,000.00	310,487.50	
		ALLISON TR 5.875% 6/1/29 144A	75,000.00	80,602.50	
		ALLY FINL INC 5.75% 11/20/2025	655,000.00	719,517.50	
		ALPHA NAT RES I 9.75% 4/15/18 Escrow	460,000.00	-	
		ALTICE FINCO 7.625% 2/25 144A	800,000.00	819,000.00	
		ALTICE FINCO 8.125% 01/24 144A	400,000.00	412,000.00	
		ALTICE FING SA 7.5% 05/26 144A	270,000.00	284,769.00	
ALTICE FRANCE 8.125% 2/27 144A	475,000.00	522,571.25			

ALTICE FRANCE SA 5.5% 01/15/20	200,000.00	199,740.00	
ALTICE LUXEMB 10.5% 05/27 144A	150,000.00	168,375.00	
ALTICE SA 7.625% 2/15/25 144A	250,000.00	256,875.00	
AMC NETWORKS INC 4.75% 12/15/2	240,000.00	241,320.00	
AMWINS GROUP 7.75% 7/1/26 144A	265,000.00	285,537.50	
APERGY CORP 6.375% 05/01/26	45,000.00	44,550.00	
APX GROUP 7.875% 12/01/22 WI	150,000.00	148,563.00	
ARCHROCK LP 6.875% 4/27 144A	100,000.00	102,875.00	
ARDAGH PACK 4.25% 9/15/22 144	200,000.00	202,250.00	
ARDAGH PKG 5.25% 08/15/27 144A	200,000.00	205,250.00	
ARDAGH PKG/USA 6% 2/15/25 144A	325,000.00	339,826.50	
ASCEND LEARN 6.875% 8/25 144A	15,000.00	15,750.00	
ASCEND LEARNI 6.875% 8/25 144A	35,000.00	36,849.05	
ASGN INC 4.625% 05/15/28 144A	300,000.00	301,125.00	
BALL CORP 4.875% 3/15/26	105,000.00	113,326.50	
BANFF MERGER 9.75% 9/26 144A	200,000.00	185,520.00	
BANK OF AMERICA 5.2% PERP	200,000.00	208,250.00	
BANK OF AMERICA 6.1% VAR PERP	235,000.00	261,406.95	
BAUSCH HLTH 5.75% 8/15/27 144A	30,000.00	32,437.50	
BBA US HLDGS 5.375% 5/26 144A	45,000.00	47,011.50	
BERRY GBL ES 4.875% 7/26 144A	65,000.00	67,843.75	
BERRY GBL ES 5.625% 7/27 144A	50,000.00	52,625.00	
BERRY GLOBAL 4.5% 2/15/26 144A	330,000.00	330,825.00	
BIDFAIR BIDFAIR 7.375% 10/15/2	230,000.00	225,975.00	
BOMBARDIER 7.875% 04/27 144A	1,010,000.00	992,022.00	

BOMBARDIER INC 7.5% 03/25 144A	70,000.00	70,087.50	
BOMBARDIER INC 7.5% 12/24 144A	160,000.00	162,400.00	
BOYD GAMING 6% 08/15/26	150,000.00	159,000.00	
BRAND ENERGY 8.5% 7/25 144A	140,000.00	135,800.00	
BROOKFIELD RES 6.125 7/22 144A	420,000.00	426,930.00	
BWX TECHNOLOG 5.375% 7/26 144A	500,000.00	526,250.00	
C&W SENIOR FIN 7.5% 10/26 144A	750,000.00	804,390.00	
C&W SR FIN 6.875% 9/15/27 144A	850,000.00	892,500.00	
CALIF RES 8.0% 12/15/22 144A	1,020,000.00	295,800.00	
CAMELOT FIN SA 4.5% 11/26 144A	245,000.00	249,221.35	
CATALENT PHA 4.875% 1/26 144A	400,000.00	412,000.00	
CATALENT PHARM 5% 6/30/27 144A	35,000.00	36,400.00	
CCO HLDGS 4.75% 03/01/30 144A	315,000.00	318,937.50	
CCO HLDGS LLC 5.75% 2/26 144A	125,000.00	131,562.50	
CCO HLDGS LLC 5.875% 5/27 144A	45,000.00	47,643.75	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP 5.125%	245,000.00	250,537.00	
CCO HLDGS/CAP 5% 2/1/28 144A	400,000.00	418,500.00	
CCO HLDGS/CAP 5.125% 5/27 144	875,000.00	923,125.00	
CCO HLDGS/CAP 5.5% 05/26 144A	305,000.00	321,012.50	
CDK GLOBAL INC 4.875% 06/01/27	230,000.00	239,731.30	
CDK GLOBAL INC 5.25% 5/29 144A	50,000.00	52,875.00	
CDK GLOBAL INC 5.875% 06/15/26	45,000.00	48,093.75	
CENTENE CO 4.25% 12/15/27 144A	95,000.00	96,900.00	
CENTENE ESCRO 5.375% 6/26 144A	330,000.00	346,896.00	
CENTENNIAL 6.875% 4/1/27 144A	100,000.00	98,000.00	

CENTENNIAL RES 5.375 1/26 144A	275,000.00	258,500.00	
CF INDUS INC 5.375% 03/15/44	195,000.00	206,212.50	
CF INDUSTRI INC 5.15% 03/15/34	245,000.00	267,050.00	
CF INDUSTRIES INC 4.95% 6/43	505,000.00	512,575.00	
CHARLES RIV 4.25% 5/1/28 144A	30,000.00	30,037.50	
CHARLES RIVER 5.5% 4/26 144A	595,000.00	632,187.50	
CHEMOURS CO 5.375% 05/15/2027	350,000.00	299,250.00	
CHEMOURS CO 7% 05/15/2025	200,000.00	184,000.00	
CHESAPEAKE ENERGY 4.875% 04/22	40,000.00	28,274.80	
CHESAPEAKE ENERGY 5.75 3/15/23	130,000.00	84,500.00	
CHESAPEAKE ENERGY 8% 06/15/27	325,000.00	169,812.50	
CHS/CMNTY HEA 8.625% 1/24 144A	85,000.00	87,071.45	
CHS/CMNTY HEALTH 6.25% 3/31/23	745,000.00	730,919.50	
CHS/CMNTY HEALTH 8% 3/26 144A	600,000.00	594,000.00	
CHUKCHANSI EC 9.75 5/30/20 RGS	113,321.60	50,994.72	
CIT GROUP INC 4.125/VAR 11/29	250,000.00	250,625.00	
CIT GROUP INC NEW 5.25% 3/7/25	120,000.00	131,112.00	
CITGO HLDG INC 9.25% 08/01/24 144A	200,000.00	209,560.00	
CITIGROUP 5.35% PERP	1,245,000.00	1,283,906.25	
CLEARWY ERG LLC 5.75% 10/15/25	140,000.00	146,300.00	
CLEVELAND-CLIFF 5.75% 03/01/25	150,000.00	149,250.00	
COMMUNITY HLTH 5.125 8/21	100,000.00	99,000.00	
COMSTOCK ESCROW 9.75% 08/15/2026	125,000.00	102,812.50	
CONSOLID FRN 3ML+375 6/22 144A	335,000.00	331,650.00	
CONSOLIDATED 6.5% 5/26 144A	240,000.00	224,400.00	

CONSTELLIUM 5.875% 02/26 144A	250,000.00	259,687.50	
CORRECTIONS COR 4.625% 5/01/23	200,000.00	191,560.00	
CORTES NP 9.25% 10/15/24 144A	80,000.00	78,161.60	
COTT HLDGS 5.5% 4/1/25 144A	200,000.00	209,000.00	
CRC ESCROW 5.25% 10/15/25 144A	265,000.00	268,975.00	
CRESTWOOD MIDSTRM 6.25% 04/23	150,000.00	149,410.50	
CROWN AMER 4.25% 09/30/26	85,000.00	87,868.75	
CROWN AMERS VI 4.75% 02/01/26	50,000.00	52,186.50	
CSC HLDGS 5.5% 04/15/27 144A	500,000.00	530,020.00	
CSC HLDGS 7.75% 7/15/25 144A	215,000.00	229,512.50	
CSC HLDGS LLC 5.375% 2/28 144A	320,000.00	336,400.00	
CSC HOLDINGS 5.75% 01/30 144A	155,000.00	162,264.85	
CSC HOLDINGS 6.5% 2/1/29 144A	245,000.00	271,166.00	
CSC HOLDINGS 7.5% 4/1/28 144A	335,000.00	375,200.00	
CTR PARTNERSHIP 5.25% 6/1/25	510,000.00	530,400.00	
DAVITA HEALTHCARE PRTN 5% 5/25	575,000.00	587,937.50	
DAVITA HEALTHCR 5.125% 7/15/24	255,000.00	261,693.75	
DCP MIDSTR 5.85% 5/21/43 144A	90,000.00	82,575.00	
DCP MIDSTREAM 5.125% 05/15/29	160,000.00	161,888.00	
DCP MIDSTREAM OP 5.375% 07/25	495,000.00	526,719.60	
DENBURY RESOUR 9.25% 3/22 144A	60,000.00	50,100.00	
DENBURY RESOURCE 7.75% 02/15/24 144A	532,000.00	388,360.00	
DIAMOND OFFSHORE 4.875% 11/43	450,000.00	231,750.00	
DIAMOND OFFSHR 7.875% 8/15/25	330,000.00	259,056.60	
DIAMOND SPORTS GROUP LLC / DIA	215,000.00	215,939.55	

DISH CORP 5% 03/15/23 WI	50,000.00	50,146.00	
DISH DBS 5.125% 5/1/20 WI	740,000.00	746,475.00	
DISH DBS CORP 5.875% 11/24	80,000.00	79,400.00	
DISH DBS CORP 5.875% 7/22	310,000.00	323,175.00	
DISH DBS CORP 7.75% 07/01/26	285,000.00	293,008.50	
DISH NETWK CV 3.375% 8/26 144A	594,000.00	571,267.62	
DYNEGY INC 5.875% 6/1/23	195,000.00	199,387.50	
EG GLOBAL 8.5% 10/30/25 144A	150,000.00	156,937.50	
ELDORADO RESRT 6% 04/01/25	400,000.00	421,000.00	
ENLINK MIDSTR 5.375% 06/01/29	40,000.00	32,750.00	
ENSEMBLE S MRG 9% 9/30/23 144A	210,000.00	215,775.00	
EP ENERGY LLC 7.75% 5/26 144A	280,000.00	189,000.00	
EQT CORP 3.9% 10/01/27	300,000.00	259,581.00	
EW SCRIPPS 5.125% 05/25 144A	55,000.00	55,618.75	
FIRST QUANTUM 6.5% 3/24 144A	200,000.00	194,500.00	
FIRST QUANTUM 6.875% 3/26 144A	300,000.00	288,843.00	
FIRST QUANTUM 7.25% 4/23 144A	200,000.00	200,350.00	
FLEX ACQ 6.875% 1/15/25 144A	2,100,000.00	1,987,587.00	
FLY LEASING 5.25% 10/15/24	105,000.00	108,150.00	
FMG RES AUG 4.75% 5/15/22 144A	95,000.00	97,850.00	
FMG RES AUGUS 5.125% 3/23 144A	145,000.00	150,981.25	
FREEMPORT MCMOR CO 3.55% 3/1/22	400,000.00	402,000.00	
FRONTDOOR INC 6.75% 08/15/2026	200,000.00	218,000.00	
FRONTIER COMMS 11% 9/15/25	665,000.00	289,075.50	
GEMS MENAS 7.125% 7/31/26 144A	300,000.00	315,468.00	



GEO GROUP INC 5.875% 10/15/24	55,000.00	45,925.00	
GEO GROUP INC 6% 04/15/26	85,000.00	67,150.00	
GLOBAL PARTNERS 7.0% 06/15/23	500,000.00	515,000.00	
GLP CAP LP / GLP 5.25% 6/25	130,000.00	142,075.70	
GLP CAP LP/ FIN II 5.375% 4/26	55,000.00	60,678.20	
GO DADDY OP 5.25% 12/1/27 144A	390,000.00	409,987.50	
GOLDEN ENTER 7.625% 4/26 144A	600,000.00	630,000.00	
GTE FL 6.86% 2/01/28	750,000.00	697,500.00	
HCA INC 4.75% 5/01/23	310,000.00	330,983.90	
HCA INC 5.375% 9/01/26	130,000.00	142,668.50	
HCA INC 5.875% 02/01/2029	65,000.00	73,612.50	
HCA INC 5.875% 02/15/26	155,000.00	173,958.05	
HD SUPPLY IN 5.375% 10/26 144A	190,000.00	201,259.40	
HESS INFRA 5.625% 02/26 144A	575,000.00	599,437.50	
HILCORP 6.25% 11/01/28 144A	20,000.00	16,386.00	
HILCORP EN/FIN 5% 12/1/24 144A	45,000.00	38,662.65	
HILTON DOMESTIC 5.125% 5/01/26	340,000.00	356,255.40	
HILTON WRLD 4.625% 4/1/25 144A	150,000.00	153,937.50	
HOLOGIC 4.375% 10/15/25 144A	385,000.00	396,438.35	
HOLOGIC IN 4.625% 2/01/28 144A	45,000.00	47,223.45	
HOWARD HUGHES 5.375% 3/25 144A	235,000.00	243,225.00	
HUB INTEL LTD 7% 5/01/26 144A	225,000.00	230,625.00	
IAA SPINCO 5.5% 6/15/27 144A	545,000.00	577,018.75	
ICAHN LP/FN COR 6.25% 05/15/26	400,000.00	422,000.00	
ICAHN LP/FN COR 6.375% 12/15/2	370,000.00	387,112.50	

IHS MARKIT LTD 4% 3/1/26 144A	60,000.00	63,719.40	
IMS HEALTH 5% 10/15/26 144A	120,000.00	125,700.00	
INCEPTION/RCK 8.625 11/24 144A	450,000.00	435,375.00	
INTELSAT CONNECT 9.5% 02/15/20	75,000.00	47,625.00	
INTELSAT J H SA 5.5% 08/01/23	100,000.00	82,250.00	
INTELSAT JACK 9.75% 7/25 144A	50,000.00	43,250.00	
INTELSAT JACKS 8.5% 10/24 144A	200,000.00	170,000.00	
INTELSAT JACKSON 8% 02/24 144A	175,000.00	178,517.50	
INTELSAT LUXEMB 7.75% 06/01/21	50,000.00	36,500.00	
INTELSAT LUXMB 8.125% 06/01/23	90,000.00	45,900.00	
INTERGEN NV 7.0% 06/30/23 144A	445,000.00	430,537.50	
IQVIA INC 5% 05/15/2027 144A	400,000.00	416,500.00	
ISTAR INC 4.75% 10/01/24	185,000.00	189,471.45	
JBS INV II 5.75% 07/30/28 144A	200,000.00	210,612.00	
JBS INV II GMBH 7% 1/26 144A	200,000.00	216,500.00	
JBS USA / FIN 5.75% 6/25 144A	680,000.00	705,500.00	
JBS USA LLC 6.5% 4/15/29 144A	280,000.00	309,402.80	
JBS USA/FIN 5.875% 07/24 144A	55,000.00	56,650.00	
JBS USA/FIN 6.75% 02/28 144A	295,000.00	323,187.25	
JBS USA/LUX/FI 5.5% 01/30 144A	185,000.00	197,025.00	
LAUREATE EDU 8.25% 5/1/25 144A	390,000.00	422,444.10	
LBC TANK TRM 6.875 5/15/23 144	422,000.00	425,342.24	
LCPR SR 6.75% 10/15/27 144A	200,000.00	204,000.00	
LEVEL 3 FINA 5.375% 5/1/25	500,000.00	516,600.00	
MATCH GROUP INC 5% 12/27 144A	110,000.00	112,750.00	

MATCH GRP 5.625% 02/15/29 144A	100,000.00	106,125.00	
MEG ENERGY 6.375% 1/30/23 144A	255,000.00	243,313.35	
MEG ENERGY 7% 3/31/24 144A	265,000.00	253,075.00	
MGM GROWTH 5.75% 02/01/27 144A	100,000.00	112,250.00	
MGM GROWTH PPTYS 4.5% 9/1/26	300,000.00	315,750.00	
MGM RESORTS INTL 5.75% 6/15/25	300,000.00	333,750.00	
MILLICOM INTL 6% 3/25 144A	500,000.00	516,875.00	
MPT OPER PARTNER 5% 10/15/27	651,000.00	681,076.20	
MPT OPER PARTNERSHP 5.25% 8/26	150,000.00	158,437.50	
MSCI INC 5.75% 08/15/2025 144A	100,000.00	105,099.00	
NABORS IND 5.75% 02/01/25	40,000.00	30,300.00	
NABORS INDUSTRIES INC 5.1% 09/	60,000.00	47,400.00	
NAVIENT CORP 5.0% 10/20	115,000.00	117,156.25	
NAVIENT CORP 5.875% 10/24	60,000.00	62,700.00	
NAVIENT CORP 7.25% 09/25/23	120,000.00	131,850.00	
NAVIOS MARITIM 7.375 1/22 144A	100,000.00	58,562.00	
NETFLIX 4.875% 04/15/28	145,000.00	147,900.00	
NEXTERA ENERGY 4.25% 9/24 144A	90,000.00	92,215.80	
NEXTERA ENERGY 4.5% 9/27 144A	60,000.00	61,158.00	
NIELSEN CO 5% 02/25 144A	650,000.00	650,812.50	
NOBLE HLDG INTL 6.2% 8/01/40	175,000.00	64,750.00	
NOBLE HLDG LTD 6.05% 3/1/41	5,000.00	1,750.00	
NRG ENERGY 5.25% 06/15/29 144A	95,000.00	101,175.00	
NRG ENERGY INC 6.625% 01/15/27	320,000.00	344,800.00	
NSG HLDS LLC 7.75% 12/25 144A	119,051.99	128,873.77	

NUFARM AUSTRAL 5.75% 4/26 144A	550,000.00	551,375.00	
NUMERICABLE 7.375% 05/26 144A	350,000.00	372,575.00	
OASIS PETE INC 6.875% 3/15/22	50,000.00	47,000.00	
OASIS PETE INC NEW 6.25% 05/01	50,000.00	36,247.50	
OASIS PETROLEUM 6.875% 1/15/23	50,000.00	45,375.00	
OCEANEERING INTL 6% 02/01/2028	100,000.00	89,375.00	
OCI NV 5.25% 11/01/24 144A	165,000.00	170,362.50	
OCI NV 6.625% 4/15023 144A	203,000.00	211,627.50	
OWENS BROCKWAY 5% 01/22 144A	500,000.00	516,350.00	
PAC DRLL 2LN PIK VAR 4/24 144A	7,853.00	3,612.38	
PARK AERO 4.5% 03/15/23 144A	205,000.00	214,819.50	
PARSLEY ENRGY 5.375% 1/25 144	400,000.00	406,000.00	
PBF HLD LLC/FIN 7% 11/15/23	115,000.00	118,737.50	
PBF HLDG / FIN 7.25% 06/15/25	195,000.00	206,050.65	
PBF LOGISTICS 6.875% 05/23	230,000.00	236,743.60	
PENN NATL 5.625% 1/15/27 144A	325,000.00	337,187.50	
PILGRIMS PRIDE 5.75% 3/25 144A	45,000.00	46,575.00	
POLARIS PIK 8.5% 12/1/22 144A	255,000.00	211,012.50	
POST HLDGS 5% 08/15/26 144A	410,000.00	427,425.00	
POST HLDGS 5.625% 01/28 144A	190,000.00	202,350.00	
POST HLDGS 5.75% 3/1/27 144	205,000.00	217,812.50	
QORVO INC 4.375% 10/15/29 144A	70,000.00	70,087.50	
QORVO INC 5.5% 07/15/26	145,000.00	153,881.25	
RADIATE HOLDCO 6.625% 2/25 144	400,000.00	404,000.00	
RANGE RES CORP 4.875% 05/15/25	150,000.00	122,412.00	

RANGE RES CORP 5% 03/15/23	125,000.00	107,343.75	
REYNOLDS GRP 5.75% 10/15/20 WI	295,577.85	295,873.42	
ROSE ROCK MIDSTRM 5.625% 07/22	195,000.00	196,729.65	
RURAL/METRO C 10.125 7/19 144A	55,000.00	-	
SABLE INTL 5.75% 9/7/27 144A	195,000.00	202,800.00	
SABRA HLTH/CAP 3.9% 10/15/29	109,000.00	108,787.45	
SANCHEZ ENERGY 7.25% 2/23 144A	425,000.00	284,750.00	
SCIENTIFIC GAMES 6.25 9/20 WI	380,000.00	384,275.00	
SCRIPPS ESCRO 5.875% 7/27 144A	95,000.00	97,137.50	
SERVICE CO INTL 5.125% 6/1/29	55,000.00	58,300.00	
SIRIUS XM 4.625% 7/15/24 144A	450,000.00	470,250.00	
SIRIUS XM RADIO 5% 8/1/27 144A	220,000.00	229,625.00	
SLM CORP 5.5% 12/31/23	420,000.00	439,950.00	
SLM CORP 6.125% 03/25/2024	480,000.00	507,600.00	
SM ENERGY CO 5.0% 01/15/2024	120,000.00	109,800.00	
SM ENERGY CO 6.75% 09/15/26	60,000.00	53,550.00	
SOLERA LLC/FIN 10.5% 3/24 144A	1,200,000.00	1,236,504.00	
SOUTHWESTERN ENRGY 7.75% 10/27	100,000.00	88,250.00	
SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	60,000.00	70,047.00	
SPRINT CAP CRP 6.875% 11/15/28	85,000.00	89,037.50	
SPRINT CORP 7.125% 06/15/24	243,000.00	258,187.50	
SPRINT CORP 7.62% 02/15/2025	55,000.00	58,987.50	
SPRINT CORP 7.625% 03/01/2026	115,000.00	123,912.50	
SPRINT CORP 7.875% 9/15/23	555,000.00	602,868.75	
STARFRUIT FI/LLC 8% 10/26 144A	150,000.00	155,175.00	

STATION CASINOS 5.0% 10/25	170,000.00	171,700.00	
STUDIO CITY 5.875% 11/19 144	200,000.00	200,000.00	
SUGARHOUSE 5.875% 5/15/25 144A	150,000.00	147,750.00	
SUMMIT MIDSTREAM 5.75% 4/25	250,000.00	188,675.00	
SUNOCO LP /CORP 0% 02/15/26	130,000.00	134,793.10	
SUNOCO LP /CORP 6% 04/15/27	260,000.00	274,630.20	
SUNOCO LP/ SUNO 4.875% 1/15/23	150,000.00	153,603.00	
SYMANTEC CORP 5% 04/25 144A	600,000.00	603,132.00	
TARGA RES LP 5.375% 02/01/27	75,000.00	76,077.75	
TARGA RES LP/FI 4.25% 11/15/23	1,080,000.00	1,087,311.60	
TAYLOR MOR 5.875% 6/15/27 144A	85,000.00	90,950.00	
TAYLOR MORRISON CMNTY/ MONARCH	125,000.00	132,500.00	
TEGNA INC 0% 9/30/29 144A	185,000.00	185,462.50	
TELECOM ITAL 5.303 05/24 144A	500,000.00	533,750.00	
TELESAT CDA 6.5% 10/15/27 144A	70,000.00	72,625.00	
TEMPO ACQ 6.75% 06/25 144A	80,000.00	82,100.00	
TENET HEALTHCAR 8.125% 4/22 WI	865,000.00	941,768.75	
TENET HEALTHCARE 5.125% 5/1/25	100,000.00	102,500.00	
TERRAFORM POWE 4.25% 1/23 144A	70,000.00	71,400.00	
TERRAFORM POWER 5% 1/28 144A	80,000.00	82,800.00	
TOPS MARKETS CORP ESCROW	340,000.00	-	
TOPS MKTS LLC PIK VAR 11/19/24	65,230.00	64,577.70	
TRANSDIGM INC 6.25% 3/26 144A	1,115,000.00	1,190,284.80	
TRANSDIGM UK 6.875% 05/15/26	200,000.00	211,250.00	
TRANSOCEAN 7.25% 11/25 144A	200,000.00	177,000.00	

TRANSOCEAN PO 6.875% 2/27 144A	100,000.00	102,000.00	
TRINSEO MATLS 5.375% 9/25 144A	150,000.00	147,375.00	
TRIVIUM PACKAG 8.5% 08/27 144A	150,000.00	160,867.50	
TRIVIUM PACKING 5.5% 8/26 144A	200,000.00	208,164.00	
TRONOX FIN 5.75% 10/1/25 144A	100,000.00	98,042.00	
TTM TECH 5.625% 10/1/25 144A	245,000.00	249,287.50	
TWIN RIVER WORLDWID 6.75% 6/27	265,000.00	273,612.50	
ULTRA RESCS PIK 11% 07/12/24	1,530.00	244.80	
USA COMPRESSIO 6.875% 04/01/26	100,000.00	102,750.00	
USIS MERGER 6.875% 05/25 144A	410,000.00	412,132.00	
VALARIS PLC 7.75% 02/01/2026	200,000.00	92,000.00	
VALEANT PHARM 5.5% 11/25 144A	195,000.00	203,287.50	
VALEANT PHARM 5.5% 3/23 144A	29,000.00	29,223.30	
VALEANT PHARM 8.50% 1/27 144A	95,000.00	106,894.00	
VALEANT PHARMA 7% 3/15/24 144A	215,000.00	225,212.50	
VALEANT PHARMA 9% 12/25 144A	150,000.00	168,328.50	
VALEANT PHARMA 9.25% 4/26 144A	335,000.00	380,958.65	
VALVOLINE FINCO 5.5% 07/15/24	300,000.00	312,000.00	
VECTOR GROUP 6.125% 2/1/25 144	450,000.00	432,765.00	
VERITAS /BERMU 10.5% 2/24 144A	180,000.00	165,150.00	
VIACOM INC 5.875/VAR 02/28/57	130,000.00	135,037.50	
VIACOM INC 6.25/VAR 02/28/57	175,000.00	190,802.50	
VICI PROP 4.25% 12/01/26 144A	220,000.00	224,400.00	
VIPER ENER 5.375% 11/1/27 144A	230,000.00	239,188.50	
VIRGIN MEDIA FI 4.875% 2/15/22	375,000.00	375,937.50	

VISTRA OP CO 5.625% 02/27 144A	275,000.00	288,062.50	
VISTRA OPERATI 5% 7/31/27 144A	210,000.00	216,814.50	
VISTRA OPERATIO 5.5% 9/26 144A	165,000.00	172,837.50	
VRX ESCROW 5.875% 5/23 144A	140,000.00	141,575.00	
VRX ESCROW 6.125% 4/15/25 144A	150,000.00	154,875.00	
W&T OFFSHORE 9.75% 11/23 144A	300,000.00	280,500.00	
WALTER ENERGY 9.5% 10/19 144A	340,000.00	-	
WELLCARE HEALTH 5.25% 4/1/25	105,000.00	108,981.60	
WELLCARE HLTH 5.375% 8/26 144A	80,000.00	84,700.00	
WELLS FARGO & CO 5.9% VAR PERP	1,480,000.00	1,598,400.00	
WP ROCKET MRGR 10.125 7/19 144	55,000.00	-	
WYNN LAS VEGAS 5.25% 5/27 144A	180,000.00	186,525.00	
WYNN MACAU 4.875% 10/24 144A	200,000.00	201,196.00	
WYNN MACAU 5.5% 10/27 144A	200,000.00	205,000.00	
WYNN RESOR 5.125% 10/1/29 144A	130,000.00	136,987.50	
ZAYO GROUP LLC/INC 6% 04/01/23	180,000.00	184,462.20	
ZAYO GRP/CAP 5.75% 1/15/27 144	495,000.00	503,934.75	
ZIGGO BOND 6% 1/15/27 144A	360,000.00	377,100.00	
ZIGGO BV 4.875% 01/15/2030 144	70,000.00	70,700.00	
ZIGGO SEC 5.5% 1/15/27 144A	780,000.00	816,153.00	
アメリカ・ドル 小計	89,155,564.44	87,621,689.50 (9,523,601,432)	
社債券 合計		9,523,601,432 (9,523,601,432)	
合計		9,523,601,432 (9,523,601,432)	

（注）新株予約権証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。



## 有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株 予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 2銘柄	0.28%	-%	-%	100%
	新株予約権証券 1銘柄	-%	-%	-%	
	社債券 335銘柄	-%	-%	99.72%	

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## その他特定資産の明細表

特定資産の 種類 / 通貨	銘柄	数量	帳簿単価 帳簿金額	評価単価 評価金額	評価損益	備考
貸付債権 / アメリカ・ ドル	COINMACH TLB 1LN EXT 14/11/2022 C1	800,000.00	98.50 788,000.00	97.51 780,144.00	7,856.00	-
	GAVILAN RESOURCES TRM 2LN 2/24	400,000.00	37.50 150,000.00	41.37 165,500.00	15,500.00	-
	INFO RES TERM B 1LN 11/30/25 C1	302,388.32	98.87 298,974.35	94.62 286,134.94	12,839.41	-
	MURRAY ENERGY TERM DIP 7/29/20 C1	160,000.00	92.50 148,000.00	98.34 157,350.40	9,350.40	-
	SANCHEZ TERM 1LN DIP 05/11/20 C1	53,418.37	94.99 50,747.45	100.00 53,418.37	2,670.92	-
	SOUTHEASTERN GROC TERM B 5/24 C1	101,052.63	96.24 97,263.15	92.59 93,574.73	3,688.42	-
	SOUTHEASTERN GROC TERM B 5/24 C2	98,802.63	96.24 95,095.55	92.59 91,491.23	3,604.32	-
	SOUTHEASTERN GROC TERM B 5/24 C3	96,394.74	96.24 92,779.93	92.59 89,261.52	3,518.41	-
	TOPS MARKETS TM 1LN EXIT 11/23 C1	137,102.03	99.57 136,516.60	100.99 138,473.05	1,956.45	-
	TTM TECHNOL TERM B 09/28/24 C1	600,000.00	100.50 603,000.00	99.87 599,250.00	3,750.00	-
	WIDEOPENWEST TERM B 08/19/23 C1	530,198.94	97.76 518,354.29	96.99 514,292.97	4,061.32	-
貸付債権 / アメリカ・ドル 小計			2,978,731.32 (323,758,307)	2,968,891.21 (322,688,786)	9,840.11 ( 1,069,522)	
貸付債権 合計			323,758,307 (323,758,307)	322,688,786 (322,688,786)	1,069,522 ( 1,069,522)	
合計			323,758,307 (323,758,307)	322,688,786 (322,688,786)	1,069,522 ( 1,069,522)	

- 1．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建貸付債権に関するもので、内書きであります。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2019年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	4,717,806,991	円
負債総額	19,012,680	円
純資産総額（ - ）	4,698,794,311	円
発行済数量	8,030,041,666	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5852	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド

(2019年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	10,870,787,355	円
負債総額	278,161,692	円
純資産総額（ - ）	10,592,625,663	円
発行済数量	1,967,710,634	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	5.3832	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

### (4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金等（2019年12月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

###### 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行います。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2019年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託157本、親投資信託51本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額3,334,713,580,311円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。第34期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。



## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (2018年3月31日)	第33期 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	975,413	1,427,907
立替金	72,930	100,317
前払費用	28,800	13,866
未収委託者報酬	5,464,066	5,388,448
未収収益	1,921,861	741,116
未収入金	* 1 365,790	150,419
繰延税金資産	607,573	-
未収還付法人税等	-	50,510
未収還付消費税等	-	120,394
流動資産計	9,436,436	7,992,981
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	* 1 22,863,900	23,346,748
長期差入保証金	17,804	25,145
繰延税金資産	778,438	1,089,396
その他	230	430
投資その他の資産合計	23,660,373	24,461,720
固定資産計	23,667,860	24,469,207
資産合計	33,104,296	32,462,188
負債の部		
流動負債		
預り金	103,438	30,687
未払金	* 1	
未払手数料	2,425,583	2,369,952
その他未払金	2,622,149	1,653,290
未払費用	551,982	592,634
未払法人税等	193,363	-
未払消費税等	291,148	-
賞与引当金	1,858,394	1,469,810
その他流動負債	931	931
流動負債合計	8,046,992	6,117,307
固定負債		
長期賞与引当金	239,904	298,547
退職給付引当金	4,786,190	4,712,577
固定負債合計	5,026,094	5,011,125
負債合計	13,073,087	11,128,432
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	100,000	100,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	18,931,208	20,233,755
利益剰余金合計	19,031,208	20,333,755
株主資本合計	20,031,208	21,333,755
純資産合計	20,031,208	21,333,755
負債・純資産合計	33,104,296	32,462,188

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第33期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	47,015,140	38,212,229
その他営業収益	4,392,629	3,152,985
営業収益計	51,407,769	41,365,214
営業費用	* 1	
支払手数料	22,128,840	17,804,844
広告宣伝費	493,950	504,887
調査費		
調査費	487,993	606,194
委託調査費	10,160,657	7,658,693
営業雑経費		
通信費	50,195	35,533
印刷費	117,152	63,293
協会費	35,503	30,701
諸会費	1,555	2,487
営業費用計	33,475,849	26,706,635
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,529,490	2,408,072
賞与	2,272,929	1,717,394
福利厚生費	593,981	580,285
交際費	27,478	22,538
旅費交通費	176,209	156,818
租税公課	129,039	96,478
弁護士報酬	15,719	9,625
不動産賃貸料・共益費	602,626	598,215
支払ロイヤリティ	1,033,326	305,883
退職給付費用	201,666	210,619
消耗器具備品費	5,733	8,177
事務委託費	6,503,327	6,249,198
諸経費	322,446	325,845
一般管理費計	14,413,974	12,689,151
営業利益	3,517,944	1,969,426
営業外収益		
受取利息	* 1	
受取利息	122,290	139,478
保険配当金	8,991	8,570
為替差益	86,339	-
雑益	4,534	6,818
営業外収益計	222,156	154,868
営業外費用		
寄付金	-	41
為替差損	-	90,627
営業外費用計	-	90,668
経常利益	3,740,101	2,033,626
特別損失		
特別退職金	285,710	49,075
事務過誤損失	596	-
特別損失計	286,306	49,075
税引前当期純利益	3,453,794	1,984,550
法人税、住民税及び事業税	1,212,425	385,388
法人税等調整額	(136,204)	296,615
法人税等合計	1,076,221	682,003
当期純利益	2,377,574	1,302,546

## (3)【株主資本等変動計算書】

第32期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
			その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	100,000	16,553,634	16,653,634	17,653,634
当期変動額					
当期純利益	-	-	2,377,574	2,377,574	2,377,574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2,377,574	2,377,574	2,377,574
当期末残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	17,653,634
当期変動額			
当期純利益	-	-	2,377,574
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2,377,574
当期末残高	-	-	20,031,208

第33期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
			その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,000,000	100,000	18,931,208	19,031,208	20,031,208
当期変動額					
当期純利益	-	-	1,302,546	1,302,546	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,302,546	1,302,546	1,302,546
当期末残高	1,000,000	100,000	20,233,755	20,333,755	21,333,755

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	20,031,208
当期変動額			
当期純利益	-	-	1,302,546
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,302,546
当期末残高	-	-	21,333,755

## 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法  
    その他有価証券  
        時価のあるもの  
            期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。  
        時価のないもの  
            総平均法による原価法を採用しております。
2. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
        債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
        従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。
  - (3) 賞与引当金、長期賞与引当金  
        従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理  
        消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
  - (2) 連結納税制度の適用  
        連結納税制度を適用しております。

### （未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## 表示方法の変更

1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用  
    「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当会計期間から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

\*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第32期 (2018年3月31日)	第33期 (2019年3月31日)
未収入金	75,889 千円	108,246 千円
その他未払金	2,274,334 千円	1,254,001 千円
長期貸付金	21,400,000 千円	21,850,000 千円

(損益計算書関係)

\*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第32期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第33期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業費用	13,524,345 千円	11,203,862 千円
受取利息	57,463 千円	61,374 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第32期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第33期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

## 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

## 第32期（2018年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	975,413	975,413	-
(2) 未収委託者報酬	5,464,066	5,464,066	-
(3) 未収収益	1,921,861	1,921,861	-
(4) 未収入金	365,790	365,790	-
(5) 長期貸付金	22,863,900	22,863,900	-
資産計	31,591,030	31,591,030	-
(1) 未払手数料	2,425,583	2,425,583	-
(2) その他未払金	2,622,149	2,622,149	-
負債計	5,047,732	5,047,732	-

## 第33期（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,427,907	1,427,907	-
(2) 未収委託者報酬	5,388,448	5,388,448	-
(3) 未収収益	741,116	741,116	-
(4) 未収入金	150,419	150,419	-
(5) 長期貸付金	23,346,748	23,346,748	-
資産計	31,054,638	31,054,638	-
(1) 未払手数料	2,369,952	2,369,952	-
(2) その他未払金	1,653,290	1,653,290	-
(3) 未払費用	592,634	592,634	-
負債計	4,615,876	4,615,876	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 第32期（2018年3月31日）

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第33期（2019年3月31日）

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（2018年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	975,413	-	-	-
未収委託者報酬	5,464,066	-	-	-
未収収益	1,921,861	-	-	-
未収入金	365,790	-	-	-
合計	8,727,132	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(22,863,900千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第33期（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,427,907	-	-	-
未収委託者報酬	5,388,448	-	-	-
未収収益	741,116	-	-	-
未収入金	150,419	-	-	-
合計	7,707,892	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(23,346,748千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

第32期（2018年3月31日）

1. その他有価証券  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自2017年4月1日 至2018年3月31日）  
該当事項はありません。

第33期（2019年3月31日）

1. その他有価証券  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自2018年4月1日 至2019年3月31日）  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第32期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

## 2. 確定給付型年金制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	5,081,972
勤務費用	195,462
利息費用	10,317
数理計算上の差異の発生額	59,517
退職給付の支払額	315,132
制度改定による変動額	-
為替変動による影響額	130,690
その他	5,965
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>4,776,447</u>

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	4,776,447
未認識過去勤務費用	9,743
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,786,190</u>

退職給付引当金	4,786,190
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,786,190</u>

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	195,462
利息費用	10,317
数理計算上の差異の費用処理額	59,517
過去勤務債務の費用処理額	2,575
<u>確定給付型年金制度に係る退職給付費用</u>	<u>143,687</u>

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.4%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は90,790千円であります。



第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	4,776,447
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の発生額	35,733
退職給付の支払額	341,816
制度改定による変動額	-
為替変動による影響額	120,471
その他	225
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>4,704,708</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	4,704,708
未認識過去勤務費用	7,869
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,712,577</u>
<u>退職給付引当金</u>	<u>4,712,577</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>4,712,577</u>

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	177,913
利息費用	7,651
数理計算上の差異の費用処理額	35,733
過去勤務債務の費用処理額	1,874
<u>確定給付型年金制度に係る退職給付費用</u>	<u>147,957</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は86,210千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (2018年3月31日)	第33期 (2019年3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	186,465	101,830
賞与引当金	561,152	441,058
その他	62,704	20,196
繰延税金資産合計	810,321	563,084
繰延税金負債		
未払金	202,748	186,975
繰延税金資産又は繰延税金負債( )の純額	607,573	376,109
(固定)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,473,419	1,451,987
資産除去債務	2,685	2,685
その他	81,708	96,782
繰延税金資産小計	1,557,812	1,551,454
評価性引当額	765,291	803,096
繰延税金資産合計	792,521	748,358
繰延税金負債		
長期貸付金	14,084	35,073
繰延税金資産又は繰延税金負債( )の純額	778,437	713,285

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第32期 (2018年3月31日)	第33期 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.32%	1.81%
評価性引当額	1.47%	1.90%
過年度法人税等	0.27%	0.04%
税率変更差異	0.00%	0.00%
その他	0.42%	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.16%	34.38%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

## （賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

第32期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び 第33期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第32期（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	47,015,140	2,583,082	49,598,222

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	14,973,284	投資信託の運用
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	13,887,634	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,377,121	投資信託の運用

第33期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	10,579,865	投資信託の運用
フィデリティ・USリート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,025,455	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	5,447,177	投資信託の運用

## 関連当事者情報

第32期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バ ミュー ダ、ベン ブローク 市	千米ドル  6,825	投資 顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契 約の再委任 等役員の兼 任	委託調査 等報酬 （注3）	千円  41,611	未収入金	千円  55,710
							共通発生 経費負担額 （注4）	9,313,596	未払金	565,117
親会社	フィデリ ティ・ジャ パン・ホー ルディン グス株式 会社	東京都 港区	千円  4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有 直接 100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 （注1）	千円  1,370,000	長期 貸付金	千円  21,400,000
							利息の受取 （注1）	57,463	未収入金	20,178
							共通発生 経費負担額 （注4）	525,884	未払金	100,806
							連結法人税の 個別帰属額	-	未払金	926,608
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル  189,735	グループ 会社経営 管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生 経費負担額 （注4）	千円  3,456,684	未払金	千円  681,294

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の 親会社 をもつ 会社	フィデリティ 証券株式会社	東京都 港区	千円 8,557,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生 経費負担額 (注4)  投資信託販 売に係る代 行手数料 (注5)	千円 648,819  1,046,990	未収入金  未払金	千円 9,821  206,260
同一の 親会社 をもつ 会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セ ントラル 市	千米ドル 22,897	証券投資 顧問業	なし	当社事業 活動への サービス の提供	共通発生 経費負担額 (注4)	千円 1,025,434	未払金	千円 60,135
同一の 親会社 をもつ 会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセン ブルグ、 ルクセン ブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資 顧問業	なし	商標使用 契約	ロイヤリティ の支払	千円 1,033,326	未払金	千円 29,993

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5)代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

第33期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
親会社	FIL Limited	英領バ ミュー ダ、ベン ブローク 市	千米ドル  6,981	投資 顧問業	被所有 間接 100%	投資顧問契 約の再委任 等役員の兼 任	委託調査 等報酬 (注3)  共通発生 経費負担額 (注4)	千円  -  6,977,863	未収入金  未払金	千円  82,094  557,126
親会社	フィデリ ティ・ジャ パン・ホー ルディン グス株式 会社	東京都 港区	千円  4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有 直接 100%	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1)  利息の受取 (注1) 共通発生 経費負担額 (注4) 連結法人税の 個別帰属額	千円  450,000  61,374  429,152  -	長期 貸付金  未収入金  未払金  未払金	千円  21,850,000  20,309  81,239  294,863
親会社	FIL Asia Holdings Pte. Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル  189,735	グループ 会社経営 管理	被所有 間接 100%	営業取引	共通発生 経費負担額 (注4)	千円  3,796,845	未払金	千円  314,928

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 9,257,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 600,501 877,675	未払金 未払金	千円 23,643 174,703
同一の親会社をもつ会社	FIL Investment Management (Hong Kong) Limited	香港、セントラル市	千米ドル 22,897	証券投資顧問業	なし	当社事業活動へのサービスの提供	共通発生経費負担額（注4）	千円 717,522	未払金	千円 71,425
同一の親会社をもつ会社	FIL (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ、ルクセンブルグ市	千米ドル 1,676	証券投資顧問業	なし	商標使用契約	ロイヤリティの支払	千円 305,883	未払金	千円 127,244

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

## (1株当たり情報)

	第32期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第33期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,001,560円45銭	1,066,687円79銭
1株当たり当期純利益	118,878円71銭	65,127円34銭

(注1) 1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第32期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第33期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益(千円)	2,377,574	1,302,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,377,574	1,302,546
期中平均株式数	20,000株	20,000株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第34期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		1,082,828	
未収委託者報酬		5,370,889	
未収収益		430,461	
未収入金		174,681	
その他		80,356	
流動資産計		7,139,217	21.0
固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		25,956,657	
長期差入保証金		19,170	
会員預託金		430	
繰延税金資産		906,522	
投資その他の資産計		26,882,781	79.0
固定資産計		26,890,268	79.0
資産合計		34,029,485	100.0



		第34期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>			
流動負債			
未払手数料		2,360,675	
その他未払金		1,179,537	
未払費用		319,503	
未払法人税等		81,956	
賞与引当金		1,668,432	
その他	*1	192,621	
流動負債計		5,802,726	17.1
固定負債			
長期賞与引当金		527,631	
退職給付引当金		4,680,295	
固定負債計		5,207,927	15.3
負債合計		11,010,653	32.4
<b>(純資産の部)</b>			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
利益準備金		100,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		21,918,831	
利益剰余金合計		22,018,831	
株主資本合計		23,018,831	67.6
純資産合計		23,018,831	67.6
負債・純資産合計		34,029,485	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第34期中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		17,981,157	
その他営業収益		1,138,117	
営業収益計		19,119,274	100.0
営業費用及び一般管理費		17,915,356	93.7
営業利益		1,203,918	6.3
営業外収益	*2	107,734	0.6
営業外費用		-	-
経常利益		1,311,652	6.9
特別利益		797,838	4.2
賞与引当金戻入益	*3	797,838	4.2
特別損失		6,785	0.0
特別退職金		6,775	0.0
事務過誤損失		10	0.0
税引前中間純利益		2,102,705	11.0
法人税等	*1	417,629	2.2
中間純利益		1,685,076	8.8

## 重要な会計方針

項目	第34期中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日
1. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(2) 賞与引当金、長期賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用</p> <p>連結納税制度を適用しております。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

項目	第34期中間会計期間末 2019年9月30日
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## (中間損益計算書関係)

項目	第34期中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日
*1 税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
*2 営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 74,903千円
*3 特別利益に計上されている 賞与引当金戻入益	当社グループは当中間会計期間において賞与引当金の見積期間（7月1日から6月30日を1月1日から12月31日に）の改定を行いました。これに伴い、2019年6月30日時点で計上されていた賞与引当金のうち797,838千円を取り崩し、当中間会計期間において賞与引当金戻入益として認識しております。

## (リース取引関係)

第34期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

第34期中間会計期間(2019年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,082,828	1,082,828	-
(2) 未収委託者報酬	5,370,889	5,370,889	-
(3) 未収収益	430,461	430,461	-
(4) 未収入金	174,681	174,681	-
(5) 長期貸付金	25,956,657	25,956,657	-
資産計	33,015,518	33,015,518	-
(1) 未払手数料	2,360,675	2,360,675	-
(2) その他未払金	1,179,537	1,179,537	-
負債計	3,540,212	3,540,212	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金  
これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第34期中間会計期間(2019年9月30日)  
該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第34期中間会計期間(2019年9月30日)  
該当事項はありません。

## (ストックオプション等関係)

第34期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)  
該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

第34期中間会計期間(2019年9月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

## (持分法損益等)

第34期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)  
該当事項はありません。

## (賃貸等不動産関係)

第34期中間会計期間(2019年9月30日)  
該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第34期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第34期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

## 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	4,614,955	投資信託の運用
フィデリティ・USリート・ファンドB (為替ヘッジなし)	4,127,388	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	2,553,385	投資信託の運用

## (1株当たり情報)

	第34期中間会計期間 自 2019年4月1日 至 2019年9月30日
1株当たり純資産額	1,150,941.60円
1株当たり中間純利益金額	84,253.81円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額	1,685,076千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	1,685,076千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

**(重要な後発事象)****臨時配当**

当社は2019年11月29日臨時株主総会にて決議されたフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社（当社株主）に対する剰余金配当を以下の通り行いました。

**1．配当財産の種類及び帳簿価額の総額****現物配当**

当社とフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社との間の2010年11月17日付け「JPY20,000,000,000 LOAN FACILITY AGREEMENT」（2015年10月16日付けの改訂契約を含む。）に基づく当社のフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に対する貸付金のうち、元本金額200億円に相当する部分の貸付金

**2．株主に対する配当財産の割当てに関する事項**

下記3．で定められた日付現在の株主に対し、その有する株式の割合に従い配当を行いました。

**3．剰余金の配当の効力が生ずる日**

2019年11月29日



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 事業の譲渡または事業の譲受

該当ありません。

##### (3) 出資の状況

該当ありません。

##### (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2019年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	
販売会社	S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	マネックス証券株式会社	12,200百万円	
	auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
	フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
	四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
	エース証券株式会社	8,831百万円	
	松井証券株式会社	11,945百万円	
	株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	株式会社十六銀行	36,839百万円	
	株式会社常陽銀行	85,113百万円	
	株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
	株式会社伊予銀行	20,948百万円	
	株式会社滋賀銀行	33,000百万円	
	株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	
	株式会社京都銀行	42,103百万円	
	株式会社イオン銀行	51,250百万円	

運用の委託先	フィデリティ・マネジ メント・アンド・リサ ーチ・カンパニー・エ ルエルシー	7,950米ドル (約0.87百万円*) * 1米ドル109.56円で換算 (2020年1月1日現在)	主として米国において ファンドに対する投資 顧問業務を営んでいま す。
--------	---	--	--

## 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行いません。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行いません。

### (3) 運用の委託先

委託先	業務の内容
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー（所在地：米国）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの主要投資対象であるマザーファンドに関する運用の指図を行いません。

### 3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

### 第3【その他】

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

目論見書の表紙等に以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・当該委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
- ・当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項についての記載
- ・請求目論見書の入手方法についての記載
- ・投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社から交付される旨及び、当該請求を行なった場合は、その旨の記録をしておくべきである旨
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に投資者の意向を確認する旨

目論見書の表紙および裏表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マーク、キャッチ・コピー、イラスト、写真、図案等を採用すること、またファンドの基本的形態等の記載をすることがあります。

目論見書に、詳細情報の入手先として、委託会社のホームページアドレス、携帯（モバイル）サイト等のアドレス（当該アドレスをコード化した図案等も含みます。）、ファンド専用サイトのアドレス、電話番号と受付時間帯を掲載することがあります。

本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、ロゴ・マーク等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月10日

フィデリティ投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2020年1月15日

フィデリティ投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の2019年5月23日から2019年11月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB（為替ヘッジあり）の2019年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

2019年12月6日

フィデリティ投信株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年11月29日開催の臨時株主総会において、親会社であるフィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社に対する剰余金の配当を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。